

自由販売証明書に関するFAQ（よくある質問と答え）

【申請の対象】

Q1. どのような食品が自由販売証明書の発行申請の対象ですか？

A1. 日本国内で製造又は加工され、小売店等で販売されている形態の食品が対象です。

Q2. 国外向け専用に製造又は加工された食品は、自由販売証明書の発行申請の対象ですか？

A2. 日本国内で販売が可能な食品であれば対象となります。国内で製造又は加工され、販売されている製品と使用している原材料やその配合割合、製造工程が完全に一致していない場合は、国内向けに製造・加工・販売した実績のある同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類を、製造者又は加工者から入手した上で、申請を行ってください。

Q3. 食品添加物は自由販売証明書の発行申請の対象ですか？

A3. 食品添加物は本制度の対象外です。

【申請の条件】

Q4. 輸出先の通関業者から自由販売証明書の提出を求められていますが、自由販売証明書の発行申請はできますか？

A4. できません。自由販売証明書は、輸出先国の政府機関から提出を求められている場合に限り発行することができます。

Q5. 申請に際して手数料はかかりますか？

A5. 手数料はかかりません。郵送による自由販売証明書の受け取りを希望される場合は、返信用封筒に必要な料金の切手を貼付し、申請先の地方農政局等の受付担当課宛てに送付してください。

Q6. 申請先はどこですか。

A6. 申請者（輸出者）の住所を管轄する地方農政局（北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局農林水産部を含む）になります。詳細は、輸出食品に関する自由販売証明書の手続要綱の別表をご覧ください。

【申請の時期等】

Q7. 輸出日がまだ具体的に決まっていますが、自由販売証明書の発行申請はできますか？

A7. できません。輸出日を確定してから申請してください。また、申請項目（必須項目）に空欄個所がある場合も、受付はできませんのでご注意ください。ただし、添

付資料等について、事前に相談していただくことは可能です。

Q8. 申請書類について、事前確認を行ってもらうことは可能ですか。

A8. まずは、審査拠点に御相談下さい。

Q9. 証明書は、申請日から起算して、どれくらいで発行されますか。

A9. 輸出証明書発給システムからの申請の場合、申請を受理した日（16時以降の申請は翌開庁日扱い）から起算して、概ね5開庁日以内に発行するよう努めます。申請内容の不備（疑義含む）、添付書類について事実確認等が必要になる場合、書面又は電子メールによる申請の場合は、これ以上の時間を要す場合があります。

Q10. 食品をある国に輸出したら、自由販売証明書がないことを理由に輸入が止められてしまいました。自由販売証明書を発行してもらえますか？

A10. 原則、出港等の後は、申請の受付及び発行の対応は行いません。ただし、やむを得ない事情があり、以下の条件が揃っている場合には申請受付及び発行を行います。まずは、審査拠点に御相談ください。

- ① 輸出先国で、通関する前であること。
- ② 証明するためのすべての書類が揃っていること、
- ③ 輸出品と証明する食品が同一のものであることを証明する具体的な証拠書類があること。

Q11. 自由販売証明書を紛失してしまいました。再発行してもらうことはできますか？

A11. 手続なく、証明書の再発行を行うことはできません。審査拠点に相談し、了解を得た後に、再度、申請を行ってください。この場合、新規の証明書番号により、証明書が発行されます。

Q12. 輸出予定日までに証明書を受領することができないことはありますか。どのような場合にそのようなことが起こりえますか？

A12. 輸出予定日の直前に申請が行われる場合、申請書類等の不備対応が必要な場合、申請内容に関する疑義に関して地方農政局等が照会を行う場合等が挙げられます。なお、輸出予定日までに証明書を受領することができない場合であっても、理由の如何を問わず、各地方農政局等は責任を負いませんので、十分な猶予をもって申請を行ってください。

【申請方法】

Q13. 申請はどのように行えば良いですか？

A13. 輸出証明書発給システムによる申請受付を行っています。原則、書面又は電子メ

ールでの申請受付は行っていません。また、同システムによる申請にあたっては、事前に、利用許可申請の手続を進めてください。なお、輸出食品の製造施設（製造所）に関する情報の事前登録の手続も必要です。システムの利用許可手続と併せて、「自由販売証明書に係る製造所等登録依頼書」を提出してください。詳細は、農林水産省のHPをご覧ください。

Q14. 輸出証明書発給システムの利用許可申請手続を終えて、IDは既に取得しています。自由販売証明書の申請はどうすれば良いですか？

A14. 「自由販売証明書に係る製造所等登録依頼書」を審査拠点に提出してください。提出後、審査拠点での登録手続が完了しましたら、登録完了の通知メールが送付されます。また、この手続後に、新たに輸出食品の製造所を登録したい場合は、「自由販売証明書に係る製造所等登録事項の変更届出書」を審査拠点に提出してください。

【書類の作成方法】

Q15. 申請者は、誰でも良いですか。

A15. 実際に商品を輸出する者が、申請を行ってください。

Q16. 代理人による申請は可能ですか。

A16. 代理人による申請は可能です。ただし、代理人名を記載した輸出者からの委任状が必要となります。また、代理人による申請の場合、申請者名は、代理人ではなく、申請者（輸出者）名で行ってください。

Q17. 複数の製品をまとめて一度に輸出する予定ですが、一つの申請書にまとめて申請できますか。

A17. 輸出しようとする製品の製造所又は加工所が同じであれば、まとめて申請できます。

Q18. 製造所又は加工所とは何ですか？

A18. 製造所又は加工所とは、輸出しようとする食品を製造又は加工する施設を指します。例えば、A食品の本社が東京にあって、A食品の商品は埼玉の工場で製造している場合は、製造所は埼玉の工場を指しています。

Q19. 商品のパッケージには、製造者名と製造所の住所しか記載されておらず、製造所名とその電話番号が分かりません。どうすればよいですか。

A19. 製造者のホームページにそれらの情報が掲載されている場合は、それら情報の写しを提出して下さい。製造者のホームページでも不明な場合は、製造者に電話等で問合せ、問合せた先の情報等（担当者、連絡先、確認内容）を記した申請者の誓

約書など、客観的に検証可能な書類を提出してください。

Q20. 自由販売証明書を提出する輸出先国の機関名及び名称が分かりません。

A20. 輸出先国の輸入者から情報を得て、記載してください。

Q21. 申請書類は英語で作成することはできますか？

A21. できません。

Q22. 郵便貨物で輸出する場合、インボイス番号及び出港日はどのように記載すれば良いですか。

A22. 郵便貨物で輸出する場合は、システム申請の場合は郵便小包の欄にチェックマークを入力、書面又は電子メール申請の場合は、2. ⑦の「その他特記事項」の欄に「郵便貨物」と記載し、インボイス番号には郵便物番号 (Item number)、出港日欄には郵便局等からの発送日をご記入ください。

【添付する書類】

Q23 輸出しようとする食品は国内で流通するものと同じですが、パッケージが国内用と異なる場合、申請書類にはいずれのパッケージの写しを添付すればいいですか？

A23. 実際に輸出する食品のパッケージと、国内で流通している製品のパッケージの両方の写しを提出してください。

Q24. 「食品の入手経路を示す取引関係書類の写し」とは、具体的にどのような書類のことですか？

A24. 出庫伝票、入荷伝票、納品書、売買契約書など、輸出する製品を入手した経路を示すことができる書類を提出して下さい。なお、製造者又は加工者自身が申請者(輸出者)となる場合には、その食品が我が国で流通していることを示すために、販売実績を示す書類(例:出荷記録)をご提出ください。